

議案第4号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成20年3月5日

沖縄県教育委員会

### 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表県立学校教育課の項中「全国産業教育フェア推進班」を削る。

第13条第3項を次のように改める。

#### 3 教育事務所に、次の班を置く。

総務班

指導班

第13条の2第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第22条第1項中「課長」を「班長」に改め、同条第2項を次のように改める。

#### 2 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理するとともに、班の事務について所長を補佐する。

第23条を次のように改める。

**第23条** 教育事務所及び実習船運営事務所に、特に必要があるときは、主幹を置くことができる。

#### 2 主幹は、上司の命を受け、教育事務所又は実習船運営事務所の特定事項を処理するとともに、特に指定された事務に従事する。

第24条を削り、第24条の2を第24条とする。

第25条中「もつて」を「もって」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 規則案の概要の説明

総務課

### 1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

### 2 改正の経緯及び必要性

平成 20 年度より出先事務所について、組織のフラット化及び班制を導入すること等に伴い、関係条項の改正を行う必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 全国産業教育フェア推進班の廃止（第 3 条）。
- (2) 班制の導入に伴って、課及び係を廃止し、新たに班を設置（第 13 条、第 13 条の 2、第 22 条、第 24 条）。
- (3) 組織のフラット化に伴って、実習船運営事務所の副所長を廃止するとともに、同事務所及び教育事務所において、特に必要がある時は、主幹を置くことができることとする（第 23 条）。
- (4) 規則の施行は、平成 20 年 4 月 1 日とする。

### 4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

### 5 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表

改 正 案	現 行								
<p>(課及び班等の設置)  <b>第3条</b> 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班又はセンターを置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 名</th> <th style="text-align: center;">班 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立学校教育課 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改 革班 特別支援教育班</td> <td>県立学校教育課 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改 革班 特別支援教育班 全国産業教育フエア推進班</td> </tr> </tbody> </table>	課 名	班 名	県立学校教育課 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改 革班 特別支援教育班	県立学校教育課 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改 革班 特別支援教育班 全国産業教育フエア推進班	<p>(課及び班等の設置)  <b>第3条</b> 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班又はセンターを置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 名</th> <th style="text-align: center;">班 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立学校教育課 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改 革班 特別支援教育班</td> <td>県立学校教育課 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改 革班 特別支援教育班 全国産業教育フエア推進班</td> </tr> </tbody> </table>	課 名	班 名	県立学校教育課 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改 革班 特別支援教育班	県立学校教育課 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改 革班 特別支援教育班 全国産業教育フエア推進班
課 名	班 名								
県立学校教育課 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改 革班 特別支援教育班	県立学校教育課 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改 革班 特別支援教育班 全国産業教育フエア推進班								
課 名	班 名								
県立学校教育課 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改 革班 特別支援教育班	県立学校教育課 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改 革班 特別支援教育班 全国産業教育フエア推進班								
<p>(教育事務所)  <b>第13条</b> 略                  2 略                  3 <u>教育事務所に、次の班を置く。</u>                  総務班                  指導班</p> <p>(実習船運営事務所)  <b>第13条の2</b> 略                  (削る。)</p> <p>2 実習船運営事務所の事務は、次のとおりとする。                  (1)～(14) 略</p> <p><b>第22条</b> 教育事務所に、班長を置く。                  2 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理するとともに、班の事務について所長を補佐する。</p> <p><b>第23条</b> 教育事務所及び実習船運営事務所に、特に必要があるときは、主幹を置くことができる。                  2 主幹は、上司の命を受け、教育事務所又は実習船運営事務所の特定事項を処理するとともに、特に指定された事務に従事する。</p>	<p>(教育事務所)  <b>第13条</b> 略                  2 略                  3 <u>教育事務所に次の課及び係を置く。</u>                  庶務課 庶務係 人事係                  指導課</p> <p>(実習船運営事務所)  <b>第13条の2</b> 略                  2 <u>実習船運営事務所に次の係及び班を置く。</u>                  管理係                  業務班                  実習船運営事務所の事務は、次のとおりとする。                  (1)～(14) 略</p> <p><b>第22条</b> 教育事務所に、課長を置く。                  2 課長は、所長を補佐し、上司の命を受け、課の事務を掌理する。</p> <p><b>第23条</b> 実習船運営事務所に、副所長を置く。                  2 副所長は、所長を補佐し、上司の命を受け、実習船運営事務所の事務を整理する。</p>								

(削る。)

第24条 教育事務所に特に必要があるときは、主査を置くことができる。  
2 略

(職名)

第25条 第16条から前条までに規定する職には、それぞれ当該職の置かれる組織の名称を冠したものをもつて当該職の名称とする。

第24条 教育事務所及び実習船運営事務所の係に、係長を置く。  
2 係長は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

第24条の2 教育事務所に特に必要があるときは、主査を置くことができる。  
2 略

(職名)

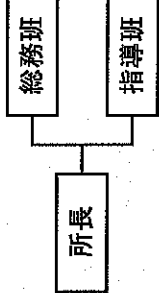
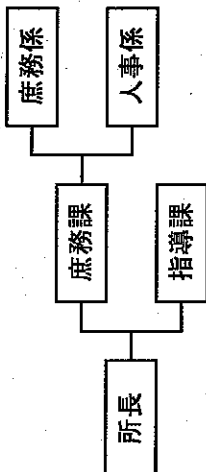

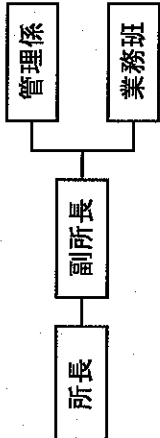
第25条 第16条から前条までに規定する職には、それぞれ当該職の置かれる組織の名称を冠したものをもつて当該職の名称とする。

平成20年度 教育庁組織改編

<本庁>

所 属	改編後の組織	改編前の組織	職の改廃について
<p>県立学校教育課</p>			<p>—</p>
<p>全国高校総体推進課</p>			<p>—</p>

＜出先事務所＞

所 属	改編後の組織	改編前の組織	職の改廃について
国頭教育事務所 中頭教育事務所 那覇教育事務所 島尻教育事務所 宮古教育事務所 八重山教育事務所	 <pre>           graph TD             A[所長] --- B[総務班]             A --- C[指導班]           </pre>	 <pre>           graph TD             A[所長] --- B[庶務課]             A --- C[指導課]             B --- D[庶務係]             B --- E[人事係]           </pre>	課長及び係長を廃止し、班長を設置
実習船運営事務所	 <pre>           graph TD             A[所長] --- B[スタッフ]           </pre>	 <pre>           graph TD             A[所長] --- B[副所長]             B --- C[管理係]             B --- D[業務班]           </pre>	副所長及び管理係長を廃止 (班長は従来からなし)